

# 平成 2 3 年度緑化推進事業助成要領

## 第 1 趣 旨

財団法人山形県みどり推進機構業務方法書第 4 条第 1 号及び第 2 号に関する事業を推進するため、第 2 に掲げる事業主体が「緑化推進事業」を行う場合において、財団法人山形県みどり推進機構事業助成実施規程（以下「規程」という。）に基づき、予算の範囲内で当該事業主体に対し助成金を交付する。

## 第 2 事業主体（申請者の要件）

特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人並びに次の要件を満たす緑化推進事業団体とする。

- ア 規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められること。
- イ 規約等に、団体の名称、事務所の所在地、会員の要件、役員の構成、事業運営、会計年度等について規定されていること。
- ウ 営利を目的としないこと。
- エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- オ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦し、支持又は反対することを目的とするものでないこと。

## 第 3 助成の対象事業及び内容

助成の対象とする事業は、次に掲げる基準を満たすものとする。

- ( 1 ) 都市、農山村の環境緑化推進事業  
記念植樹・育樹等を通して、参加者や地域住民に都市及び農山村の環境緑化や県民参加の森林づくり活動の重要性を普及啓発できる事業
- ( 2 ) 県土緑化の普及啓発、調査研究事業  
地域の特性を生かす事業  
森林ボランティア活動の強化に結びつく事業  
その他緑化の推進に必要な普及啓発事業
- ( 3 ) 森林環境教育事業  
次代を担う青少年の育成や地域リーダーを育成するための事業  
学校林等を活用した下刈りや除伐等の森林整備を通して環境教育に結びつく事業

## 第 4 助成金交付対象経費及び助成金の額

助成金交付対象経費及び助成金の額は、別表 - 1 のとおりとする。

## 第 5 助成金交付の申請及び実績報告

助成金交付申請及び実績報告の手続は、別表 - 2 のとおりとする。

## 第 6 申請期限

助成金の交付申請期限は、次のとおりとする。

平成 2 3 年 4 月 1 5 日

## 附則

- 1 . 本要領は、平成 2 3 年 2 月 2 4 日から施行する。

別表 - 1

事業区分	助成金交付対象経費		助成金の額
都市、農山村の 環境緑化推進事業	参加者募集・ 普及啓発	広報費、印刷費、アルバイト賃金、 通信運搬費、学習資材費、消耗品	・ 1 事業主体当たり 30 万円以内
	環境整備	歩道、作業道作設、地拵え等作業 委託費、作業員賃金、看板設置費	
	ボランティア 活動	会場設営費、指導者謝金、車両作 業用具借料、苗木等資材費、傷害 保険料、消耗品費、お茶等の飲み 物代	
	補完・補整	補植・保育等作業委託費、作業賃 金、その他特に必要と認められたもの	
県土緑化の普及 啓発調査研究事業	要領第 3 の事業内容の実施に必要と認められる もの。		・ 1 事業主体当たり 15 万円以内
森林環境教育推 進事業	要領第 3 の事業内容の実施に必要と認められる もの。		・ 1 事業主体当たり 15 万円以内

注： 植樹作業や花だんの整備、下刈り作業などの現場作業を伴う事業を行う場合は、別紙図  
- 1 に示すような木製標柱を事業実施箇所のわかりやすいところに建立し、設置完了の写  
真を実績報告書に添付して下さい。木製標柱の建立に係る経費については、業者から見積  
を徴収し収支予算書に計上して下さい。

参考として、木製標柱は森林組合等で取り扱っています。

事業実施内容の大部分が業者への委託になるような事業は対象となりません。

申請団体の役員や会員へ支払う指導者謝金や賃金は、助成の対象にはなりません。

## 別表 - 2

### 1．助成金交付申請

助成金の交付を受けようとする事業主体は、財団法人山形県みどり推進機構（以下「みどり推進機構」という。）に第1号様式により申請するものとする。

### 2．助成金交付決定

交付申請のあった事業について、みどり推進機構が助成金交付対象事業と決定した場合は、事業主体に対し、第2号様式により通知するものとする。

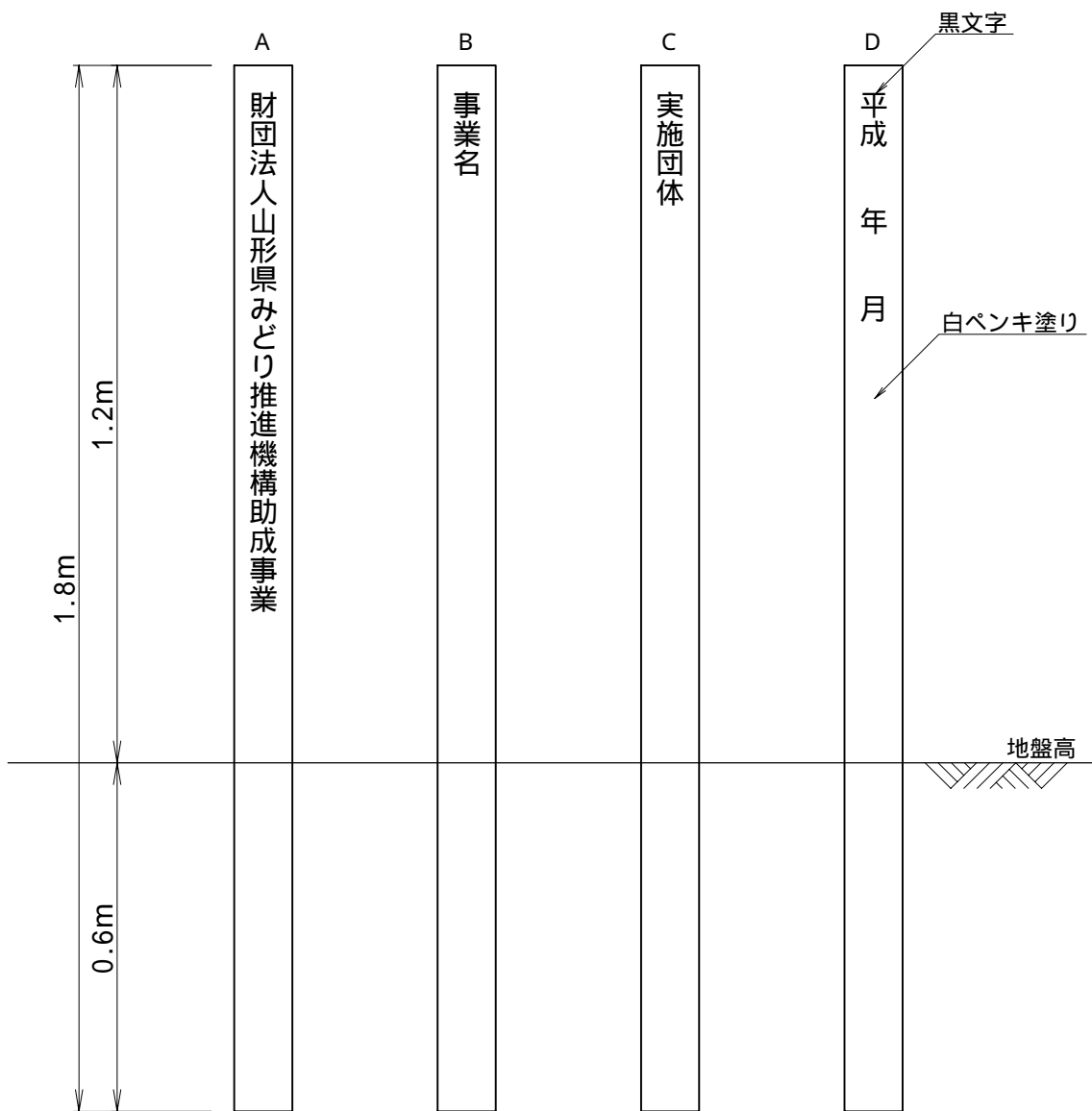
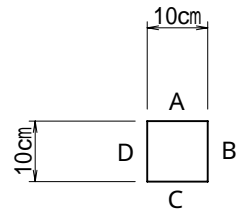
### 3．助成金交付請求

交付決定を受けた事業主体は、みどり推進機構に対し、第3号様式により助成金の交付請求を行うものとする。

### 4．助成事業実績報告

助成事業が完了した事業主体は、みどり推進機構に対し、第4号様式により実績報告を行うものとする。

別紙図 - 1



木製標柱標準図